

社会福祉法人 函館仁愛会
福寿荘訪問入浴介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人函館仁愛会が開設する福寿荘(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護事業及び指定介護予防訪問入浴介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のリーダー介護員その他の従業者(以下「リーダー介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のリーダー介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、身機能の維持等を図ることを努める。

2 事業の実施に当っては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福寿荘訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 函館市石川町191番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び、指定訪問入浴介護の利用の申し込みに係る調整及び、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、リーダー介護員等に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) リーダー介護員 1名(常勤)

リーダー介護員は指定訪問入浴介護の利用の申し込みに係る調整及び、利用者の訪問入浴介護の提供に当たる。

- (3) 看護師 2名(非常勤)

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行うとともに、訪問入浴介護の提供に当たる。

- (4) 介護員 1名(非常勤)

介護員は、利用者の訪問入浴介護の提供に当たる。

(5) 事務員 3名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(但し、12月30日、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日を除く。)

(2) 営業時間 午前9時00分から午後3時00分までとする。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴の介助

○入浴の形態: 特殊浴槽による入浴

(2) 相談・助言

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村、旧南茅部町を除く。)、北斗市(七重浜、追分、久根別、東浜、中央、中野通、飯生、常盤、本町、本郷、開発、東前、萩野、清水川以外の地域を除く。))および七飯町(大川、中野、大中山、中島、鳴川、緑町、本町、桜町、上藤城のみ。)の地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 訪問入浴介護サービスを利用するに当たって、利用者は次の事項に留意するものとする。

(1) 利用者は、指定訪問入浴介護等の提供を受ける際には、指定訪問入浴介護等従業者の指示に従わなければならない。

(2) 皮膚疾患等で医師の指定する石鹸・シャンプー等の処方を受けている利用者は、その旨申し出ることとする。

(3) 入浴前の食事摂取については、入浴予定時間の最低1時間前までに済ませることが望ましい。

(4) 入浴前の薬等の服用については、サービス提供時現在に受けている医師の処方及び指示が有るもののみを服用することとする。

また、市販薬を服用した場合はその旨を申し出ることとする。

(5) 褥瘡等の入浴後処置の際に、医師の処方する薬及び消毒剤がある場合、これを準備する。

(6) 嘔吐、下痢等感染性の疑いがある症状が入浴前に見られた場合は、その旨を申し出ることとする。

(7) 入院やご家族の都合等で入浴不可能の場合は事前に事業者に連絡することとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 リーダー介護員等は、訪問入浴介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(研 修)

第11条 事業者は、リーダー介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) その他必要に応じて随時

(秘密の保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人函館仁愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

4 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

5 この規程は、平成20年3月1日から施行する。

- 6 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成28年10月4日から施行する。
- 10 この規程は、平成28年12月4日から施行する。
- 11 この規程は、平成29年4月1日から施行する。